

その他の審査項目 (社会性等)

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

建設業退職金共済制度加入の有無	項番 4 1 3	1	[1. 有、2. 無]
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 2 3	1	[1. 有、2. 無]
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 3 3	1	[1. 有、2. 無]
若年技術職員の継続的な育成及び確保	4 4 3	2	[1. 該当、2. 非該当]
新規若年技術職員の育成及び確保	4 5 3	1	[1. 該当、2. 非該当]
CPD単位取得数	4 6 3	4 5	(単位)
技能レベル向上者数	4 7 3	1	(人)
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	4 8 3	1	[1. えるぼし認定 (1段階目)、2. えるぼし認定 (2段階目)、3. えるぼし認定 (3段階目)、4. ブラチナえるぼし認定、5. 非該当]
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	4 9 3	2	[1. くるみん認定、2. トライくるみん認定、3. ブラチナくるみん認定、4. 非該当]
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	5 0 3	2	[1. ユースエール認定、2. 非該当]
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	5 1 3	1	[1. 「全ての建設工事で実施」に該当、2. 「全ての公共工事で実施」に該当、3. 非該当]
建設技能者を大切にす企業の自主宣言制度の宣言の有無	5 2 3	1	[1. 有、2. 無]

  

技術職員名簿及びCPD単位を取得した技術者名簿(別紙様式第4号)に記載したCPD単位取得数の合計を記入	技術職員名簿の合計人数と一致	「若年技術職員」=技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日時点で満35歳未満の者	若年技術職員の割合(B/A)
技術職員数(A)	9 (人)		11.1
若年技術職員数(B)	1 (人)		
技術職員名簿及びCPD単位を取得した技術者名簿(別紙様式第4号)に記載されている人数の合計を記入	技術者数	新規若年技術職員数(C)	新規若年技術職員の割合(C/A)
	9 (人)	1 (人)	11.1
技能者名簿(別紙様式第5号)で「レベル向上」欄に○印が記載されている者の数を記入	技能者数	技能者名簿(別紙様式第5号)に記載されている人数を記入	
	3 (人)	9 (人)	
技能者名簿(別紙様式第5号)で「控除対象」欄に○印が記載されている者の数を記入	控除対象者数		
	1 (人)		

建設業の営業継続の状況

営業年数	5 3 3 7	(年)	
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	5 4 3	2	[1. 有、2. 無]

  

初めて許可(登録)を受けた年月日	休業等期間	備考(組織変更等)
平成 元年 3月 1日	年 月	
再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続最終決定日
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無	5 5 3	1	[1. 有、2. 無]
------------	-------	---	-------------

法令遵守の状況

営業停止処分の有無	5 6 3	2	[1. 有、2. 無]
指示処分の有無	5 7 3	2	[1. 有、2. 無]

建設業の経理の状況

監査の受審状況	5 8 3	3	[1. 会計監査人の設置、2. 会計参与の設置、3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4. 無]
公認会計士等の数	5 9 3	1	(人)
二級登録経理試験合格者等の数	6 0 3	0	(人)

研究開発の状況

研究開発費 (2期平均)	6 1 3 5 10	0 (千円)
--------------	------------	--------

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数	6 2 3 5	7 (台)
----------------	---------	-------

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション21の認証の有無	6 3 3	2	[1. 有、2. 無]
ISO9001の登録の有無	6 4 3	2	[1. 有、2. 無]
ISO14001の登録の有無	6 5 3	2	[1. 有、2. 無]

### 3 その他の審査項目【20004帳票】

- 1 **4** **1** 「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合（正当な理由なく共済証紙の購入実績が無い等契約の履行状況が劣っていると認められる場合を含む。）は「2」を記入してください。

なお、「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」の提示がない場合は、「2」となります。

- 2 **4** **2** 「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入してください。
- (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。  
※この場合においては、労働基準監督署に届出済で、収受印が押された労働協約、就業規則等を面談審査の際に提示してください。
  - (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
  - (3) 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
  - (4) 厚生年金基金が設立されていること。
  - (5) 法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
  - (6) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
  - (7) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されていること。

- 3 **4** **3** 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、（一社）全国労働保険事務組合連合会、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第27条の2第1項の規定により設立の認可を受けた者であって、同法第9条の6の2第1項又は同法第9条の9第5項において準用する第9条の6の2第1項の規定による認可を受けた共済規程に基づき共済事業を行うもの又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入してください。ただし、次の3つの要件を全て満たしている場合のみ加点します。

- ①業務災害と通勤災害の双方を対象とすること  
※「通勤」とは、出勤と退勤の両方を含みます。
- ②自社の直接の使用関係にある職員及び下請負人の直接の使用関係にある職員（下請が数次にわたる場合はその全て）を対象とすること
- ③死亡及び労災保険（法定）の障害等級1～7級までの全ての災害を対象とすること

- 4 **4** **4** 「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入してください。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載してください。

- 5 **4** **5** 「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1%以上

に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入してください。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のもの的人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載してください。

記入すべき割合は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示してください。

- 6 **4** **6** 「CPD単位取得数」の欄には、別紙二「技術職員名簿」（51ページ）に記入した各技術者CPD単位の合計と、別紙様式4「CPD単位を取得した技術者名簿」（44ページ）に記載した各技術者のCPD単位の合計とを合算した数を記入してください。「技術者数」の欄には、別紙二「技術職員名簿」に記載した人数と、別紙様式4「CPD単位を取得した技術者名簿」に記載した人数の合計を記載して下さい。
- 7 **4** **7** 「技能レベル向上者数」の欄には、別紙様式5「技能者名簿」（45ページ）の「レベル向上の有無」欄に○印がある者的人数を記載してください。「技能者数」の欄には別紙様式5「技能者名簿」の「合計」欄の人数を記載してください。「控除対象者」の欄には別紙様式5「技能者名簿」の「控除対象」欄に○印がある者的人数を記載してください。
- 8 **4** **8** 「女性の職業生活における活躍の促進に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、女性の職業生活における活躍の躍進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定（1段階目）」を受けている場合は「1」を、「えるぼし認定（2段階目）」を受けている場合は「2」を、「えるぼし認定（3段階目）」を受けている場合は「3」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記載してください。
- 9 **4** **9** 「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「1」を、「トライくるみん認定」を受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「3」を、いずれの認定も受けていない場合は「4」を記載してください。
- 10 **5** **0** 「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記載してください。
- 11 **5** **1** 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の欄は、審査基準日以前1年のうちに、発注者から直接請け負った建設工事のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「1」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記載してください。
- 12 **5** **2** 「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無」の欄は、建設技能者を大切にする企業の自主宣言を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を記入してください。
- 13 **5** **3** 「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立

てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。)を記入し、右の表内には、初めて許可(登録)を受けた年月日等の営業年数に係る沿革を必ず記入してください。その際、表内の年号については不要のものを消してください。平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、その内容を表内の備考欄に記入してください。

営業年数は、建設業の許可又は登録を受けた時から起算して、審査基準日までの期間を対象とします(年数に年未満の端数があるときは、これを切り捨てます)が、許可行政庁の変更により許可番号が変更になった場合は、最初に許可又は登録を受けたときから起算します。

なお、営業の同一性を失うことなく組織変更を行った沿革又は建設業を譲り受けた沿革を有する者については、債権債務の継承を行った事実がある場合のみ、組織変更前又は譲り受け前における建設業の許可又は登録を受けたときを営業年数の起点とすることができます。

ただし、この場合においては、面談審査の際に議事録、貸借対照表等の提示が必要です。

- 14 **5** **4** 「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、審査基準日において、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入してください。
- 15 **5** **5** 「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等)又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入してください。
- 16 **5** **6** 「営業停止処分の有無」の欄は、経営事項審査申請日の属する事業年度開始日の直前1年間(以下「審査対象年」という。)において、建設業法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入してください。
- 17 **5** **7** 「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、建設業法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入してください。
- 18 **5** **8** 「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しないもの又は建設業法施行規則第18条の3第3項第2号ニに該当する者(一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る。)が経理処理の適正を確認した旨の書類(別紙様式1による)に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入してください。
- 19 **5** **9** 「公認会計士等の数」の欄は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を超えないもの及び建設業法施行規則第18条の3第3項第2号ニに該当する者の人数の合計を記入してください。
- 20 **6** **0** 「二級登録経理試験合格者等の数」の欄は、二級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しないもの、二級登録経理講習を

受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を超過しないもの又は建設業法施行規則第18条の3第3項第2号ニに該当する者（二級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者とされる者に限る。）の人数の合計を記入してください。

- 21 **6** **1** 「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入してください。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入してください。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入してください。記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示してください。
- 22 **6** **2** 「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等運搬する貨物自動車であって自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの（「ダンプ車」という。）及び自動車検査証の車体の形状の欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載されている大型特殊自動車並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第33号に掲げる不整地運搬車、同項第34号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械について、台数の合計を記入してください（ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、高所作業車、締固め用機械及び解体用機械については労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項に規定する特定自主検査、ダンプ車については道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項に規定する国土交通大臣の行う検査、移動式クレーンについては労働安全衛生法第38条第1項に規定する製造時等検査又は同法第41条第2項に規定する性能検査が行われているものに限る。）。
- ※その他詳細は [42ページ](#) をご確認ください。
- 23 **6** **3** 「エコアクション21の認証の有無」の欄は、審査基準日において、エコアクション21の認証を取得している場合（認証範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、取得していない場合は「2」を記載してください。
- 24 **6** **4** 「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入してください。
- 25 **6** **5** 「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入してください。